

和歌山大学学生懲戒規程

制 定 平成16年 7月23日
 法人和歌山大学規程第 318 号
 最終改正 令和 5年11月24日

(趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第11条及び学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第26条並びに和歌山大学学則(以下「学則」という。)第11条第4項の規定に基づき、学生の懲戒に関する必要な事項を定めるものとする。

(懲戒)

第2条 本学の規則等に違背し、学生としての本分を守らない者に対しては、以下の各号をもって懲戒を行う。

- (1) 懲戒除籍 退学させる。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の教育課程の履修、課外活動及び登校は認めない。ただし、学長が教育指導上必要と認める場合は、一時的に登校することができる。
- (3) 戒告 文書により注意を与え、将来を戒める。

2 懲戒は、その処分を学籍簿に記載するものとする。

3 懲戒の判断基準等については、別に定める。

(教育的指導)

第3条 学長は、第2条に定める懲戒に該当しないが、強く反省を求める必要があると認める場合には、口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意の判断基準等については、別に定める。

(懲戒の発議等)

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、学長は、学生支援担当の理事(以下「理事」という。)にその事実調査及び懲戒の審議を命じる。

2 理事は、和歌山大学学生支援委員会(以下「委員会」という。)にその事実関係の調査を指示し、委員会は調査結果を理事に報告する。

3 和歌山大学成績評価実施規程第5条に定める不正行為にあつては、前項に定める事実関係の調査を当該授業科目開設の学部又は学環(以下「学部等」という。)の長(以下「開設学部等長」という。)が実施し、調査結果を理事に報告する。

4 本学が定める規則等により別に調査委員会等が設置され、学長に調査報告書等の提出があった場合には、当該調査報告書をその事実関係の調査に活用することができる。

5 理事は、調査結果を受けて、委員会に懲戒等の処分の要否及び処分について審議を求め、委員会は、審議結果を理事に報告する。

(弁明)

第5条 委員会又は開設学部等長は、第4条第1項の事実関係の調査を行うにあたり、当該行為を行った学生(以下「当該学生」という。)にこの旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠書類を提出し、証人の喚問を求めることができる

学生懲戒規程

ともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

(学部等への回付等)

第6条 理事は、委員会で審議した結果が第2条に定める懲戒に該当する場合及び委員会が必要と認める場合は、当該学生の所属学部等の長に回付しなければならない。

2 前項の回付を受けた当該学生の所属学部等の長は、当該学部等の教授会の議を経て回付日から起算して1ヶ月以内に意見を述べることができる。

3 理事は、当該学生の所属学部等の長より意見があった場合は、直ちに、委員会において、再審議し、その結果を当該学生の所属学部等の長に報告しなければならない。

4 当該学生の所属学部等の長は、再審議した結果について意見を述べるできない。

5 理事は、委員会で審議した結果を学長に上申しなければならない。

(処分が決定するまでの措置)

第7条 理事は、処分が決定するまでの間に、当該学生に対して事態に応じた自宅待機等を命じることができる。

(処分の決定)

第8条 学長は、第6条第5項により理事から第2条に定める懲戒に該当する審議結果の上申があったときは、教育研究評議会及び役員会の議を経て処分を決定する。

2 学長は、処分の決定に際し、必要があると認められる場合においては、理事に改めて事実関係の調査及び審議を命じる。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は、第2条に定める懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし交付不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

3 学長は、懲戒処分の決定を一般学生に公示しなければならない。ただし、当該学生の氏名は明記しない。

(懲戒処分の発効)

第10条 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

2 第7条により自宅待機等の措置を受けた者が停学処分となった場合は、自宅待機等を行った期間を当該処分期間に含めるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(退学の申出等)

第11条 学長は、当該学生から懲戒処分の発効前に退学の申出があった場合は、その申出を受理しない。

2 学長は、当該学生から懲戒処分の発効後に退学の申出があった場合は、それを許可することができる。

(無期停学の解除)

第12条 当該学生の所属学部等の長は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6か月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を請求することができる。

2 学長は、前項の請求に基づき、委員会の議を経て、停学を解除する。

(再審査)

第13条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、理事に再審査を命じる。

(読替規定)

第14条 この規程の大学院学生への適用にあたっては、「学部等」を「研究科」に、「学部等長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科会議」に読み替えるものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年7月23日から施行する。

2 学生の懲戒処分手続に関する内規（昭和28年5月13日制定）は、廃止する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第778号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第830号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1086号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1447号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1582号）

この改正規程は、平成26年12月19日から施行する。

附 則（平成28年1月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1726号）

この改正規程は、平成28年1月29日から施行し、平成27年12月16日から適用する。

附 則（令和元年11月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2194号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2283号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日一部改正：法人和歌山大学規程第2385号）

この改正規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2632号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月24日一部改正：法人和歌山大学規程第2685号）

この改正規程は、令和5年11月24日から施行する。